

湘南大庭ポータルサイト運営委員会規約

(目的)

第1条 本委員会は湘南大庭ポータルサイト（以下、「本サイト」という）の利用規約を設定し、本サイトのトップページを決定して、本サイト全体の管理をすることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、湘南大庭ポータルサイト運営委員会（以下「本委員会」という）と称する。

(参加)

第3条 本サイトへの参加は、主に湘南大庭地区で活動を行っている地域団体、または公共施設等（以下「団体」という）とする。

- 2 本サイトに参加する団体は（別表1）のとおりとする。
- 3 新たに参加を希望する団体がある場合には、本委員会の承認を得ることとする。

(委員及び協力員)

第4条 委員は、本サイトに参加する団体ごとに運営委員1名を置き、これにあてる。

- 2 任期は2年とし、欠員となる場合は当該団体より運営委員1名を選出する。
- 3 参加団体は必要に応じて、本サイトの管理運営のため協力員を置くことが出来る。

(事務局及び管理責任者)

第5条 事務局は湘南大庭市民センター（以下「市民センター」という）内に置く。

- 2 事務局長及び管理責任者は市民センター長が務める。
- 3 管理者は、別に定める利用規約に基づき、本サイトの円滑な運用に努める。

(役員と任務)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合、その職務を代行する。

(役員を選出と任期)

第7条 委員会の役員は、委員の互選による。

- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 議長は委員長が務める。
- 3 事務局長が上程した議事の審議と承認を行う。

(経費)

第9条 運営委員会の運営に係る事務経費は、市民センターの負担とする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、この会で協議して決定する。

付則

1、この規約は平成25年1月30日から施行する。

別表1

湘南大庭ポータルサイト参加団体

| |
|-------------------|
| 湘南大庭郷土づくり推進会議 |
| 湘南大庭地区自治会連合会 |
| 湘南大庭地区社会福祉協議会 |
| 湘南大庭地区子どもサポート会議 |
| 湘南大庭地区民生委員児童委員協議会 |
| 湘南大庭地区交通安全対策協議会 |
| 湘南大庭地区防犯協会 |
| 湘南大庭地区青少年育成協力会 |
| 湘南大庭地区老人クラブ連合会 |
| 湘南大庭地区生活環境協議会 |
| 湘南大庭地区防災協議会 |
| 湘南大庭公民館サークル連絡会 |
| 駒寄地区社会体育振興協議会 |
| 小糸地区社会体育振興協議会 |